アジア人に対する嫌がらせ等に関する注意喚起

- 1 今般、在留邦人の方より、2月28日(日)の19時頃、マンハッタンのLower East Side の路上を歩行中、走行中の車両から男性にタバコの空き箱を投げられ、「ニーハオ、ニーハオマー」と声をかけられて嫌がらせを受けたとの報告がありました。
- 2 長引くコロナ禍においては日常生活等に対する不満が増大しやすく、ヘイトクライムの 増加や凶悪化が懸念されています。このような状況を踏まえニューヨーク州、ニューヨーク 市、ニューヨーク市警察 (NYPD) 等においてヘイトクライムに対する各種取り組みが実施さ れていますが、今後も、根拠のない情報に基づいた個人的偏見によるヘイトクライムやハラ スメントがアジア系の人々の外見的特徴に向けられる可能性があり、注意が必要です。
- 3 在留邦人の皆さまにおかれましては、犯罪発生率の高い地区を訪れたり、深夜の一人歩き等の危険を招きやすい行動は可能な限り避けていただき、また、危険に対して事前に警戒を高める必要がある場合には、帽子やフードの着用等により、外見の露出を減らす等の予防策を講じ、未然に危険を回避するようにお願いします。また、不審な場所や人物を感じた場合には、速やかにその場から離れる、相手を刺激しない等、ご自身の安全を守る行動を優先するように心掛けてください。

万が一へイトクライム等の被害に遭った場合には、下記連絡先にご連絡・報告を頂くとと もに、当館にもご連絡を頂きますようお願いいたします。

〇ニューヨーク市のサイト: Stop Asian Hate

https://www1.nyc.gov/site/cchr/community/stop-asian-hate.page

○日本語のヘイトクライム・差別に関するチラシ

https://www1.nyc.gov/assets/cchr/downloads/pdf/COVID-Interagency-Hate-Bias-One-Pager-FINAL-Japanese.pdf

○報告先(注)

(1) ヘイトクライムの被害(暴力被害)に遭った場合、又は被害を目撃した場合: 91

(なお、過去の事件や緊急でない場合は管轄の警察署へ連絡してください。)

(2) ハラスメントや差別の被害に遭った場合: 212-416-0197 又は 31

- (3) オンラインによる報告サイト (Report Discrimination) https://wwwl.nyc.gov/site/cchr/about/report-discrimination.page
- (注)お電話でのご連絡にあたり、英語で説明できない時には「ジャパニーズ・プリーズ」 と告げれば、日本語通訳サービスを介しての通話が可能です。

(参考)

○ニューヨーク市警 (NYPD) のヘイトクライム等に関するサイト

https://www1.nyc.gov/site/nypd/services/law-enforcement/hate-crimes.page

- 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール/総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。)。
- 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。 緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。 以下のURLをご参照ください。

http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212) -371-8222

HP: http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/ facebook: https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/
